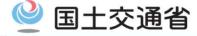
資料1

新・担い手3法の成立など最近の建設業を巡る状況について



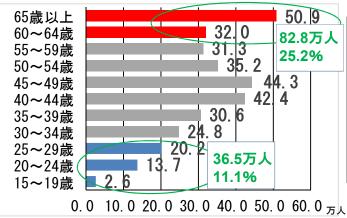
1. 新・担い手3法の成立について

建設業を取り巻く現状と課題



60歳以上の高齢者(82.8万人、25.2%)は、10 年後には大量離職が見込まれる。一方、それを 補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(H30年平均)を元に国土交通省にて推計

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、 下位の下請になるほど加入率は低く、さらに 踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移

雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険						
94%	86%	86%	84%						
95%	89%	89%	87%						
96%	92%	91%	90%						
96%	94%	94%	93%						
98%	97%	96%	96%						
98%	97%	97%	96%	1					
98%	98%	97%	97%	J					
98%	98%	97%	97%	1					
	94% 95% 96% 96% 98% 98%	94% 86% 95% 89% 96% 92% 96% 94% 98% 97% 98% 97% 98% 98%	94% 86% 86% 95% 89% 89% 96% 92% 91% 96% 94% 94% 98% 97% 96% 98% 97% 97% 98% 98% 97% 98% 98% 97%	94% 86% 86% 84% 95% 89% 89% 87% 96% 92% 91% 90% 96% 94% 94% 93% 98% 97% 96% 96% 98% 97% 97% 96% 98% 98% 97% 97% 98% 98% 97% 97%					

出典 公共事業労務費調査

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産 労働者(技能者)については、製造業と比べ低い 水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

(時間)		2012年	2018年	上昇率	
建設業男性的	生産労働者	3,915.7	4,624.5	K	18.1%
建設業男性:	全労働者	4,831.7	5,713.3	約3% の差	18.2%
製造業男性	生産労働者	4,478.6	4,764.1	00差	6.4%
製造業男性:	全労働者	5,391.1	5,601.6		3.9%
全産業男性	労働者	5,296.8	5,584.5		5.4%

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所) ※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

建設業は全産業平均と比較して年間300時間 以上長時間労働の状況。

年間実労働時間の推移

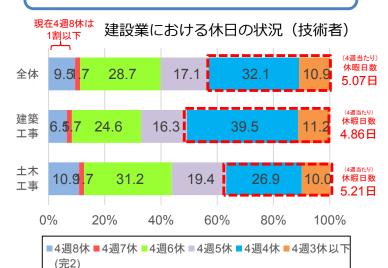


出典。厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45~49歳でピーク を迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面が あり、マネジメント力等が十分評価されていない。



他産業では当たり前となっている週休2日もとれ ていない。



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典:日建協「2018時短アンケート」を基に作成

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成30年6月22日策定)(概要) ~「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する~

- 「建設産業政策2017+10」において示された施策を具体化し、あわせて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応 するために講ずべき措置について、計5回にわたり審議。
- 長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をとりまとめ。

1. 長時間労働の是正

(1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

- ①適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化
 - ・中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、実施を勧告
- ②受注者による工期ダンピングの禁止
 - ・受注者が工程の細目を明らかにした「工期」の見積もり
- ③不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への 勧告制度

(2)施工時期等の平準化の推進

- ・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化
- ・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、関係省庁と連携して、より実効性 をもって取組を促すことができる制度の創設

2. 処遇改善

(1)技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

- ①一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指 定できる制度の創設
- ②施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に 従事する者の氏名)を追加
- ③建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

(2) 社会保険加入対策の一層の強化

- ①社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕 組みの構築
- ②下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

3. 生産性向上

(1) 限られた人材の効率的な活用の促進

- ①主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設
- ②元請建設企業の技術者配置要件の合理化

(2) 仕事の効率化や手戻りの防止

・受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を実施

(3)建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備

・プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築

(4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

・専門工事共同施工制度(仮称)のほか、技能者の社員化、施工体制台帳や施工 体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じた様々な施策を総合的に実施

4. 地域建設業の持続性確保

(1)災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の 構築

・災害発生時における公共発注者の責務の明確化 (随意契約等の適切な活用、復興係数等の導入、地域要件の適切な設定等)

(2)建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

- ①建設業許可基準における経営業務管理責任者の配置要件の見直し
- ②円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を 徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、 5年間の成果をさらに充実する 新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 〜公共工事の発注者・受注者の基本的な責務〜 <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)
- ○受注者(下請含む)の責務
- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

・情報通信技術の活用等による 生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化〈入契法〉

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補) を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体 の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との 連携の努力義務化
- ○持続可能な事業環境の確保
- 経営管理責任者に関する規制を 合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関す る規定を整備

建設業法・入契法の改正 〜建設工事や建設業に関する具体的なルール〜 〈政府提出法案〉

(令和元年6月7日成立、 ●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要 6月14日公布・施行)

背景・必要性

災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興の ため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促 進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間 労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な 役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ 円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する 者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、 適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定

債務負担行為·繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注 見通しの作成・公表等

③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計)に ついて**広く本法律の対象**として位置付け

5. その他

- (1)発注者の体制整備
 - ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
 - ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を 有する者の活用促進等
- (2) 工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用【基本理念】
- (3)公共工事の目的物の適切な維持管理

【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号) (令和元年法律第三十号) (令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景•必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

- 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。
 - ※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、 建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✔原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓特別条項でも上回ることの出来ないもの:
 - •年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - •単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ <u>現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化</u>する中、 限りある人材の有効活用と若者の入職促進による <u>将来の担い手の確保が急務</u>。



3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、 後継者難が重要な経営課題となる 中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

| 1. 建設業の働き方改革の促進

(1)長時間労働の是正(工期の適正化等)

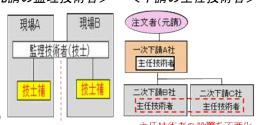
- <u>中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</u>。 また、<u>著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反</u> 者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- <u>公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化</u>。

2. 建設現場の生産性の向上

(1)限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
- (i)<u>元請の監理技術者</u>に関し、<u>これを補佐する制度を創</u> 設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- (ii) <u>下請の主任技術者</u>に関し、一定未満の工事金額等の 要件を満たす場合は<u>設置を不要化</u>。

<元請の監理技術者> <下請の主任技術者>



監理技術者は兼務可能 主任技術者の設置を不要化

(2)現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

(2)建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

■ 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、 <u>資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、</u> 国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
 - ※ 建設業経営に関し<u>過去5年以上の経験者</u>が役員にいないと許可が得られないとする<u>現行の規制を見直し、</u> 今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

1.建設業の働き方改革の促進

長時間労働の是正

中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

注文者

通常必要と認められる期間 に比して著しく短い工期に よる請負契約の締結を禁止

- ・違反した場合、勧告
- ・従わないときは、その旨を 公表
- ※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定め をするときには契約書面に明記 建設業者

工程の細目を明らか にし、工種ごとの作業 及びその準備に必要 な日数を見積り

く参考>

建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定し、関係省庁に要請。

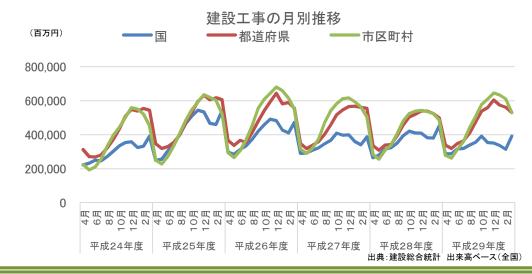


平準化

<入契法にて措置>

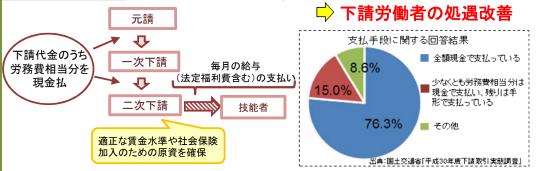
入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、工期の確保や施工時期の平準化を明記(※)

(※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



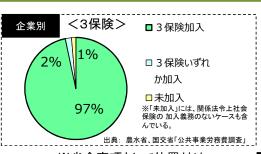
処遇改善

下請代金のうち労務費相当分について現金払



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築

不良・不適格業者の排除 や公正な競争を促進



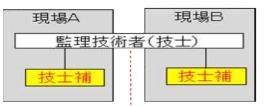
※省令事項として位置付け

2.建設現場の生産性の向上

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

- ○監理技術者の専任緩和 監理技術者補佐を専任で置いた場合は、元請の監理技術者の 複数現場の兼任を可能とする
- ○元請の監理技術者を補佐する制度の創設 技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。 第1次検定の合格者に技士補の資格を付与。
 - 若者の現場での早期活躍、入職促進



※監理技術者補佐の要件は、 主任技術者の要件を満た す者のうち、1級技士補を 有する者を想定

監理技術者は兼務可能

<現行制度>

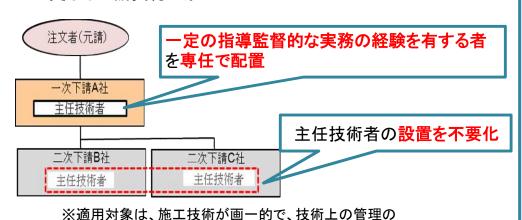
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

○専門工事一括管理施工制度の創設

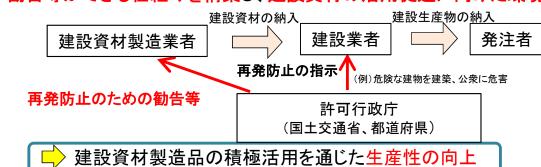
以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする:

- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止



建設工事の施工の効率化の促進

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、建設資材製造業者に対して改善 勧告等ができる仕組みを構築し、建設資材の活用促進に向けた環境を整備



-| 落橋防止装置等の溶接不良

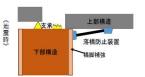
(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に 関する有識者委員会中間報告書)

効率化を図る必要がある工種に限定

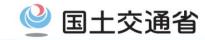
【事案概要】

耐震補強工事に使用された<u>落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良</u>による亀裂を発見





主任技術者の配置義務の見直し(活用にあたっての要件)



(第2項) 対象とする工事

政令で定める特定専門丁事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であ**

- **り、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**として、以下の工事を想定。
 - ・鉄筋工事
 - ・型枠丁事

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が35 00万円以上となっていることを踏まえ規定する予定

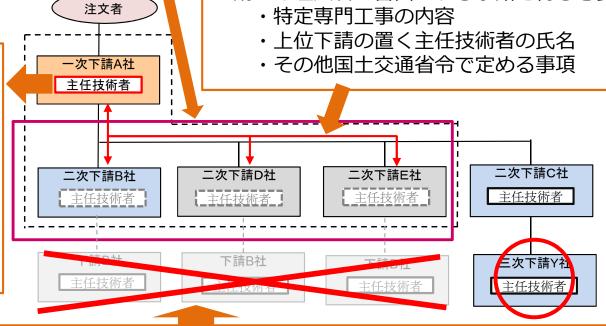
配置される主任技術者の要件 (第6項)

上位下請(一次下請A社)の主任技 術者は、下記の要件を満たす必要があ る。

- ・当該特定専門丁事と同一の種類の建 設丁事に関し**一年以上指導監督的な** 実務の経験を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任 で置かれること。

手続き (第1.3.4.5項)

工事を注文する者(一次下請A)と工事を請け負う 者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した **書面において合意をする必要がある**。この際、一次下 請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。



再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、 E 計)は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け 負わせてはならない**。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再 下請可能

3.持続可能な事業環境の確保 等

経営業務管理責任者に関する規制の合理化

- ・建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいる ことを必要とする規定を廃止
- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新 を認めない仕組みを構築(再掲)

【現行の許可制度の要件】

(1)経営の安定性

経営能力 (経営業務管理責任者)

📫 事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すること

財産的基礎

(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

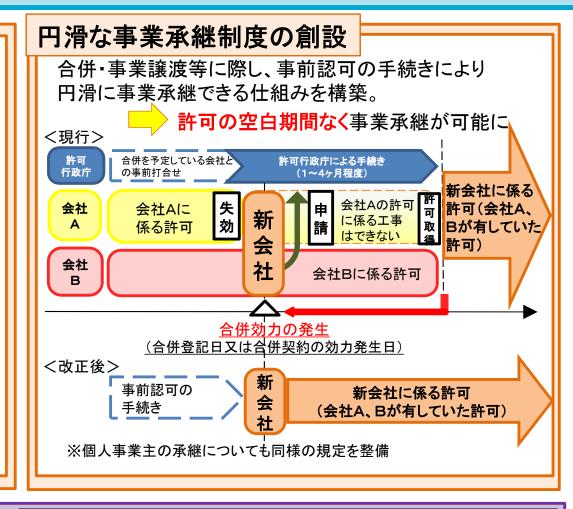
(2)技術力

業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)

(3)適格性

誠実性

(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)



その他改正事項

工期等に影響を及ぼすおそれがある事象に関する情報の提供

工事現場におけるリスク発生時の手戻りを減少させるため、注文者が施工上のリスクに関する事前の情報提供を行う

不利益取扱いの禁止

元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取扱いを禁止

建設業許可証掲示義務緩和

工事現場における下請業者の建設業許可証掲示義務を緩和

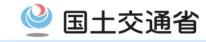
施工技術の確保

建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術等の向上の努力義務化

災害時における建設業者団体の責務

迅速な災害復旧の実現のため、建設業者と地方公共団体等との連絡調整等、災害時における公共との連携の努力義務化

経営業務管理責任者の配置規制の見直しに関する方向性について(案)



個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することを求めることとする。

国土交通省令で定める基準に適合する者として①、②の両方を満たす者であることを求める予定。

- ①建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと。
 - (1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者

(従来の「経営業務管理責任者」)

<同一工種>・役員等5年 ・執行役員等5年 ・経営業務補佐経験6年

<他工種> ・役員等6年

- ※ 上記の要件を緩和することについても今後検討
- (2) 建設業の経営に関する経験又は 管理職の経験を通算5年以上有して いる者

<経験の拡大>

(3) 建設業以外の業種の経営に関する 経験を5年以上有している者

<対象業種の拡大>

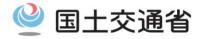


○役員を補助する者の配置

・・・・建設業の経営業務を補佐してきた経験を有する者等を役員の補助者として相応の地位に配置する

- ②適切な社会保険に加入していること
 - ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。
 - ※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はない。

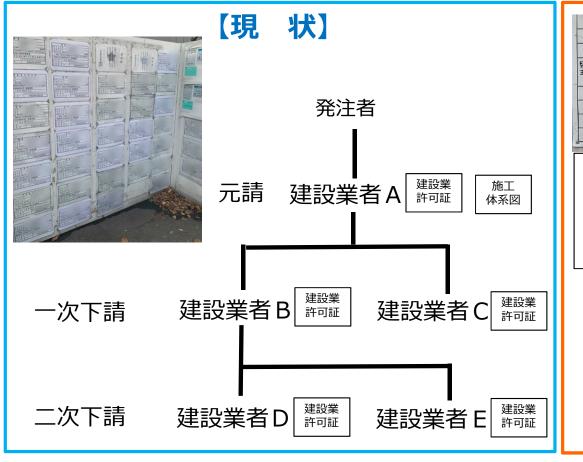
標識の掲示義務の緩和について

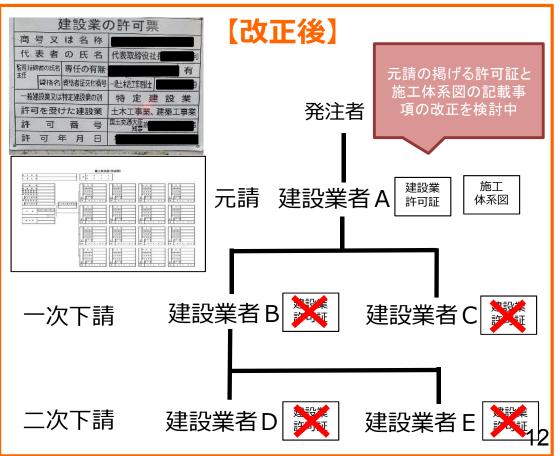


- 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとする。
- 一方、下請にどのような会社が入っているかを引き続き明らかにする必要があることから、許可証 と施工体系図の記載事項の改正を検討。

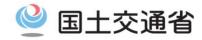
(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負つたものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。





施行時期について



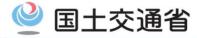
- ○建設業法
 - ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
 - ・建設業者団体等の責務(災害協定等の締結)の追加
 - ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成
- ○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 - ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



- ○建設業法
 - ・許可基準の見直し
 - ・著しく短い工期の禁止
 - ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

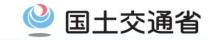
- ○建設業法
 - ・技術検定制度の見直し

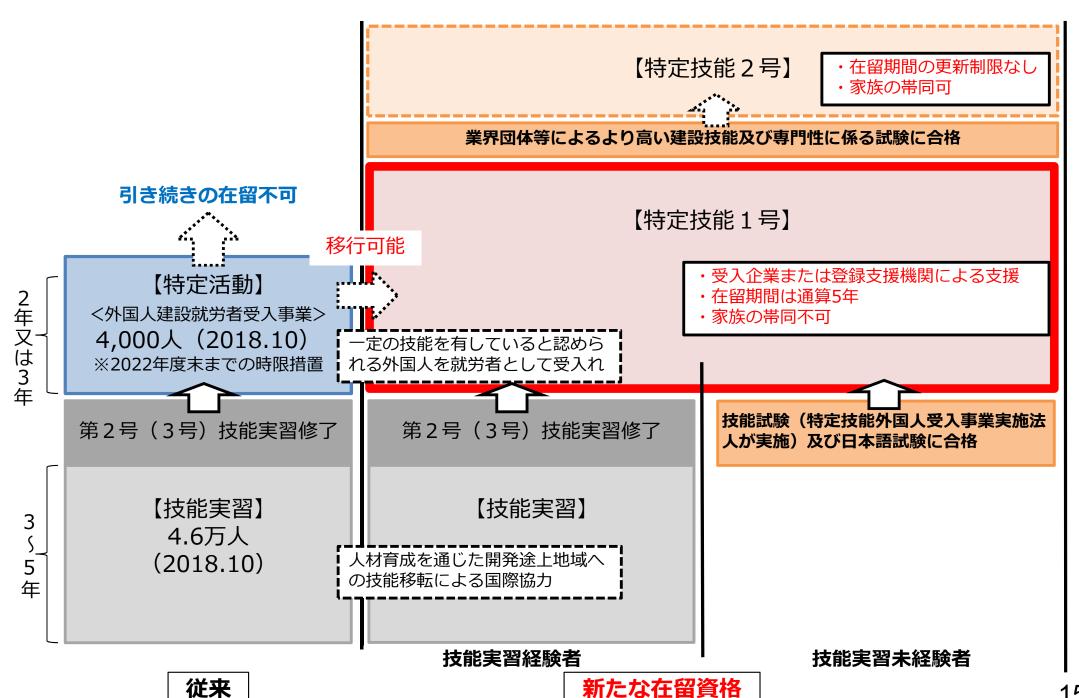
※公共工事の品質確保の促進に関する 法律は令和元年6月14日に施行済



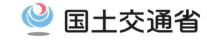
2. 外国人材の受け入れと建設キャリアアップシステムの運用開始について

新制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)



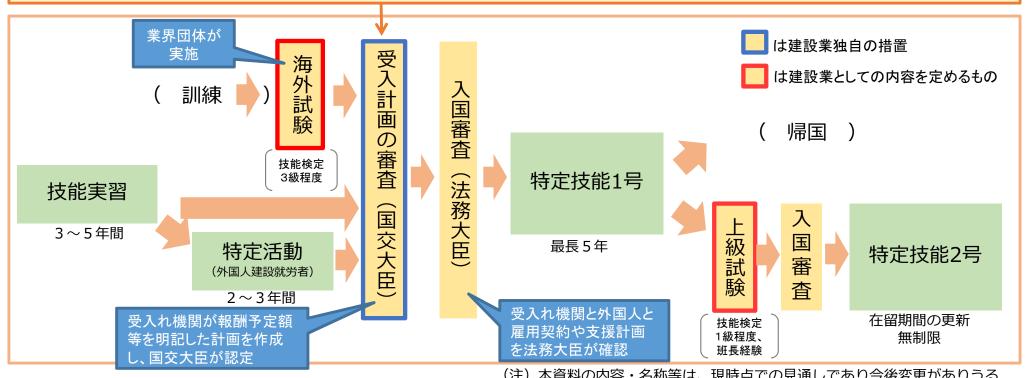


建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準

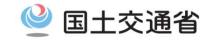


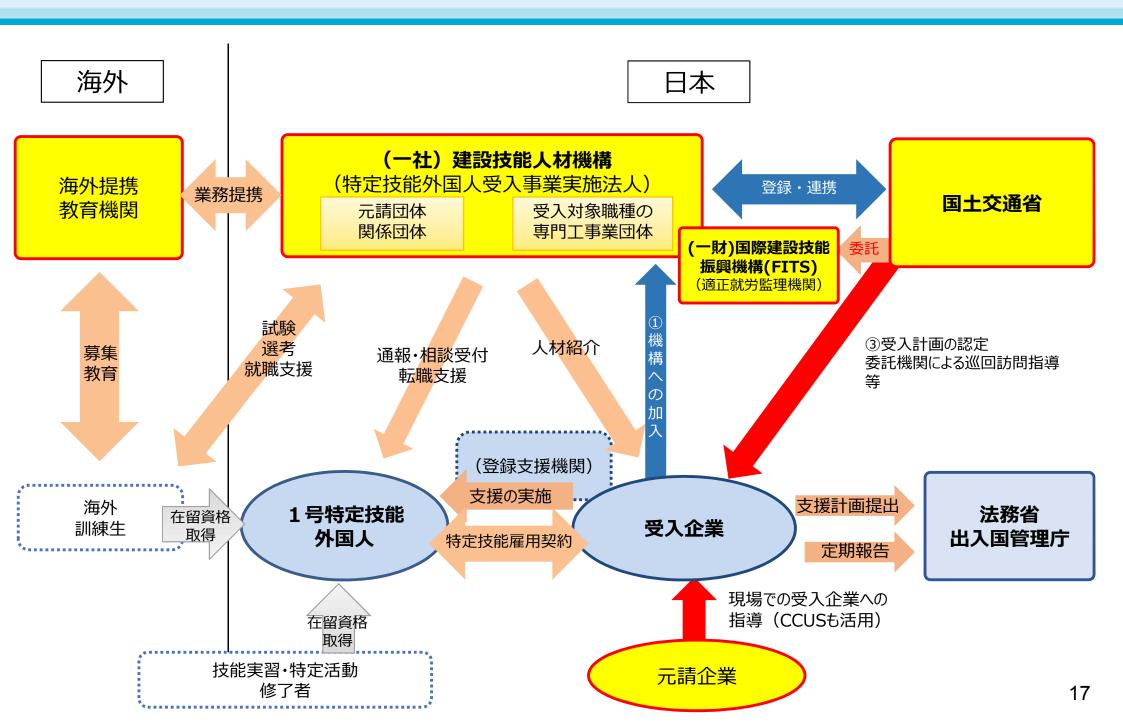
○1号特定技能外国人の受入れ要件に、 「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1)業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による 審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する 特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ・国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等



機構と関係機関との業務連関イメージ(建設分野)







建設キャリアアップシステムの構築

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界 横断的に登録・蓄積する仕組み
- 〇システムの活用により技能者が<u>能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備</u>し、将来にわたっ て建設業の担い手を確保
- 〇システムの構築に向け官民(参加団体:日建連、全建、建専連、全建総連等)で検討を進め、<u>平成31年1月</u> 以降システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始し、 限定運用で蓄積した知見を踏まえ、 平成31年4月より「本運用」を開始
- 〇運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者(330万人)の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

【技能者情報】

·本人情報

·保有資格

※システム運営主体 (一財) 建設業振興基金

> 就 業履

歴を蓄

①技能者情報等の登録



【事業者情報】

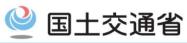
- ・商号
- ·所在地
- ·建設業許可情報 等 ·社会保険加入状況等
- 【現場情報】
- ·現場名
- ・工事の内容等



③技能者の能力評価 技能者の能力評価の対象 ○経験(就業日数) ○知識・技能(保有資格) 建設キャリアアップシステム (より客観的)(。把握可能 ○マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験) 評価基準に合わせ てカードを色分け レベルミン 能力を有する技能者 レベル2 職長として現場に レベルロ 建設キャリアアップシステムに登録した技能者に 対し個別に配布されるキャリアアップカードを、 レベルに応じて色分けする

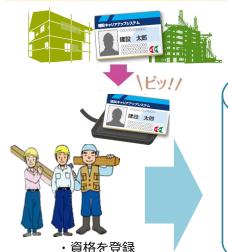


建設技能者の能力評価制度(概要)



- ○建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
- ○基準に基づき、技能者の技能について、<u>4 段階の客観的なレベル分け</u>を行う。<u>レベル 4 として登録基幹技能者</u>、<u>レベル 3 として</u> 職長クラスの技能者を位置づけ。
- ○<u>技能レベル</u>(評価結果)<u>を活用</u>して、技能者一人ひとりの<u>技能水準を対外的にPR</u>し、<u>技能に見合った評価や処遇の実現等</u> を図る。 ※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会(平成31年3月6日)において了承、 建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行

業界横断的な経験・技能の蓄積



建設キャリアアップ システム

- ○経験(就業日数)
- ○知識・技能(保有資格)
- ○マネジメント能力 (職長や班長としての 就業日数 など)

能力評価基準(※)を 策定し、レベルを判定



キャリアアップシステムと 連携した<u>レベル判定システ</u>ム(仮称)を構築・活用

技能の客観的なレベル分け

レベル2

建設 太郎

中堅技能者

(一人前)

○○技能講習

経験年数

建設キャリアアップシステム





高度なマネジメント 能力を有する者 (登録基幹技能者等)

職長として現場に 従事できる者

建設 太郎

レベル3

建設キャリアアップシステム

経験年数 □年

登録基幹技能者

経験年数 ★年

班長経験 □年

1級□□技能士

職長経験 ★年

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

技能レベル(評価結果)を活用した処遇改善等

○技能の対外的 P R



・カードをリーダーにかざし

就業履歴を蓄積

○キャリアパスの明確化



○専門工事企業の施工能力のPR

レベルに応じて

カードも色分け

レベル1

建設 太郎

初級技能者

(見習い)

____ 建設キャリアアップシステム





人材育成に取り組み、

高い施工能力を有していることをPR

エンド ユーザー

取引先や顧客にPR(価格交渉力の強化)

若年層の入職拡大・定着促進

元請企業

発注者

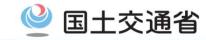
(公共・民間)

していることを下していることを下にしている。ことを下にしている。 19

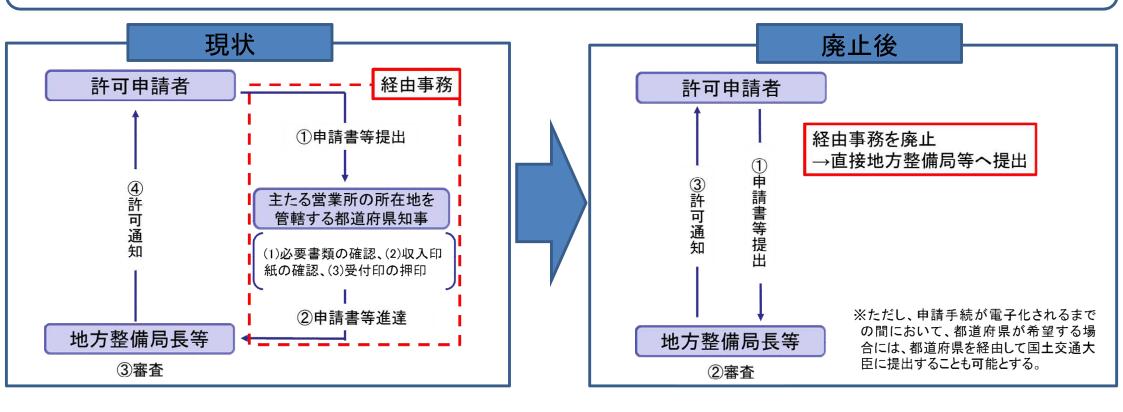
3. その他

- (1)建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止について
- (2) 建退共制度の見直しの状況について
- (3) 約款改正の検討状況について

建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止



- 国土交通大臣許可に係る許可申請書等については、都道府県を経由し地方整備局等へ提出されている(経由事務)ところ、 第9次分権一括法により、これを廃止することとされた。
- ただし、<u>申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能</u>。

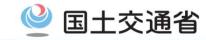


平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)

二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)に ついては、廃止する。

その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。

建退共制度の見直しの状況について



- ・先の通常国会においてデジタル・ファースト法が成立(令和元年5月31日公布)し、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)が改正されたことにより、建退共制度において電子申請方式の導入が可能となった。
- ・電子申請方式について、令和2年秋頃に試行的に実施し、令和3年度より全面的・本格的 実施。

平成30年(2018年) 1月~6月

平成31年(2019年) 令和元年

令和2年(2020年) 夏・秋頃~半年間程度

令和3年(2021年) 3月31日まで

実証実験

○ 実用可能性を検証するため、実証実験 用のシステムを用いて19現場等で実施 (元請19社、下請72社参加)

就労実績報告書作成ツールの提供

○ 電子申請システムの開発に先行して 就労実績報告書作成ツールを提供

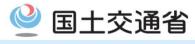
試行的実施

- 全面的・本格的実施と同じシステムで 大量の情報処理
- ○キャリアアップカードと連携
- 随時システムを停止して必要な調整

全面的 · 本格的実施

○ 希望する全ての共済契約者に電 子申請方式の利用を可能とする キャリアアップシステムで積み 上げた就労実績により、就労実 績報告書を作成し、建退共に電 子メールにて送付可能に

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループについて 坐 国土交通省



令和2年4月1日からの改正民法の施行に向け、建設工事標準請負契約約款の規定について見直しを行うべく、中央建 設業審議会の下に建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループを設置。

建設工事標準請負契約約款の概要

- 中央建設業審議会は、建設工事の請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、公正な立場から「建設工事 標準請負契約約款 | を作成し、受発注者にその実施を勧告している。(建設業法第34条第2項)
- 現在、「公共工事標準請負契約約款」「民間建設工事標準請負契約約款(甲)」「民間建設工事標準請負契約約款(乙)」 「建設工事標準下請契約約款」の4種類が作成されている。

委員(令和元年8月1日現在)

石川 博康 東京大学社会科学研究所教授

泉 俊道 一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会法務部会長

一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長 大木 勇雄

大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授

高原 功 独立行政法人都市再生機構技術・コスト管理部長

十志田 領司 一般社団法人全国中小建設業協会会長 仲田 裕一 一般社団法人不動産協会企画委員長 新田見 慎一 東京都財務局契約調整担当部長

山崎 篤男 一般社団法人全国建設業協会専務理事

吉見 東日本高速道路株式会社総務・経理本部経理財務部長 秀夫

朋昭 法務省民事局参事官 笹井 (オブザーバー)

今後の検討事項(予定)

- ○民法の改正内容への対応
 - ・契約不適合責任について(約款第44条 等)
 - ・契約解除について(約款第47条 等)
 - ・譲渡制限特約について(約款第5条、第34条、第36条 等)
- ○建設業法改正への対応
- ○その他
 - ・政策的な検討事項(履行保証に関する検討
 - ・技術的な検討事項(改元に伴う修正 等)

スケジュール

4月16日 第1回会議

・約款改正WGにおける検討事項(案)について議論

8月1日 第2回会議

(以後、1~2ヶ月に1回程度開催)

秋頃目処 改正案とりまとめ



(第1回WG 座長挨拶)